

学友会選挙規則

第1章 総 則

第1条 この規則は、学友会会則に基づいて、会長及び副会長の選挙に関する事項を定めたものである。

第2条 選挙の運営・管理は、運営委員会がこれを行う。

第2章 選挙運営管理

第3条 選挙運営管理として次の仕事を行う。

1. 選挙人調書及び選挙人名簿の作成
2. 選挙の公示
3. 立候補者の告示
4. 立候補者の選挙活動の管理
5. 投票用紙作成及び回収
6. 開票並びに結果発表
7. その他選挙に関すること

第3章 選挙

第4条 本会の普通会員は、選挙権及び被選挙権を有する。ただし卒業年次の普通会員は被選挙権を有しない。

第5条 立候補する者は、公示の日から2週間以内に文書でその旨を届け出なければならない。

第6条 立候補者受付期間終了後、告示を行う。

第7条 立候補者が、学友会学則の第7条に定める定員に満たない場合の立候補者選出方法は運営委員会が決定する。

第8条 立候補者の選挙活動期間及び投票期間は、告示から1週間の原則とする。

第9条 選挙は直接記名投票により行う。

第10条 当選者は選挙の有効投票の最多支持を得たものとする。同票の場合は該当者のみで再投票を行なう。

第11条 立候補者が、学友会則の第7条に定める定員の場合は、信任投票により有効投票の過半数を得た場合に当選とする。

第12条 会長、副会長に欠員を生じた場合は補欠選挙を行う。補欠選挙は本規則の選挙の規定を準用する。